

「パートナーシップ構築宣言」

当所は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- a. 企業間の連携(新規事業創出支援、事業承継支援、ビジネスマッチング)
- b. IT 実装支援(DX 化推進、IT 人材育成支援、サイバーセキュリティ対策支援)
- c. グリーン化の取組(脱・低炭素化に関する情報提供、設備導入支援)
- d. 健康経営に関する取組(健康経営に関する情報提供、健康経営施策の実施支援)

2. 「振興基準」の遵守

取引業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法および支払条件

- ・取引業者への不合理な価格低減要請を行いません。
- ・取引対価の決定に当たっては、取引業者から協議の申し入れがあった場合には協議に応じ、適正な利益を含むよう十分に協議します。
- ・取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。
- ・代金は可能な限り現金で支払います。また、支払いサイトは 30 日以内とするよう努めます。

②知的財産・ノウハウ

- ・知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

③働き方改革等に伴うしわ寄せ

- ・取引先も働き方改革に対応できるよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。
- ・災害時等においては、取引事業者に一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

健全な企業間取引を推奨し、事業者の連携・共存共栄を構築することにより、地域商工業者の発展に寄与いたします。

2023年3月15日